

「分散登校」の実施概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の長期化に伴い、閉鎖的な空間で至近距離での接触を避けるなどの感染予防の徹底を図りながら、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握等を行い、適切に指導するとともに、新学期に向けた生活リズムを徐々に整えていくために、学校規模に応じ、学年や学級または地区を単位とする分散型の登校日を設ける。

2 内容

(1) 児童生徒の観察

- ①生活リズムやストレスの有無、健康状態等の把握
- ②教育相談窓口（学校の担当教諭、子ども相談支援センター）の周知

(2) 学習指導

- ①感染予防に関する学習
- ②家庭学習の状況の把握、学習方法の指導
- ③学習課題、学習資料の提供

3 実施方法

(1) 児童生徒の健康状態

- ①風邪の症状のある児童生徒については、登校させないこと
- ②喘息等の基礎疾患のある児童生徒については、無理に登校させないこと

(2) 登校日の取扱い

- ①課外指導として実施し、出席日数として取り扱わないこと
- ②学年末休業及び学年始休業に登校日を設定することも可能であること

(3) 会場の設定

- ①児童生徒の間隔は、マスクのない場合、前後左右2m程度のスペースを確保すること
- ②体育館、地域の会館や集会所等の公共施設の活用も可とすること
- ③十分な換気、清掃、消毒を徹底すること

(4) 時間

当面、週に1回60分程度の短時間で実施すること

(5) 登校方法

- ①登下校の際は、教職員が出入口で誘導を行い、児童生徒同士の接触を極力避けること
- ②児童生徒が入校する際は、「健康観察シート」の確認と体温測定を必ず行い、当日の健康状態を把握するとともに、速やかに手指の消毒又は手洗いを実施させること
- ③一日に複数回の登校を設定する際は、登校の時間差を設け、児童生徒同士の接触を極力避けること
- ④スクールバスを使用する場合は、会場と同様に児童生徒間のスペースを十分に確保すること
- ⑤公共交通機関を利用する児童生徒がいる場合は、混雑時を避けた登校時間を設定すること
- ⑥児童生徒の登下校に当たっては、PTAなどの協力を得ながら、児童生徒の安全を確保すること

(6) 高等学校及び特別支援学校の取扱い

高等学校は、通学が広範囲にわたること、メール等での一定の指導が可能なこと、また、特別支援学校は、個別の対応が必要となることから、実施方法を別に通知すること

(7) その他

- ①初回の分散登校日では、児童生徒が感染予防の正しい知識を身に付け、適切な行動ができるよう、手指の消毒または手洗い、咳エチケットなどについて指導すること
- ②欠席した児童生徒には、学校から電話等で、保護者及び児童生徒に状況を必ず確認すること
- ③当日対応する教職員等の健康状態を十分に確認すること
- ④臨時休業中の修了式や進路指導（中学校第3学年の卒業後の進路指導を含む）等の実施も同様とすること

「分散登校日」のイメージ

(例1) 学年別に体育館で実施する場合

- 3月9日(月) 1学年～4学年を対象

時間	対象学年	人数	会場
9:00～10:00	1学年1・2組	60名	体育館
10:30～11:30	2学年1・2組	60名	体育館
13:00～14:00	3学年1・2組	60名	体育館
14:30～15:30	4学年1・2組	60名	体育館

- 3月10日(火) 5学年、6学年を対象

時間	対象学年	人数	会場
9:00～10:00	5学年1・2組	60名	体育館
10:30～11:30	6学年1・2組	60名	体育館

(例2) 学年混合で各地区の公共施設等を活用して実施する場合

- 3月9日(月)

時間	対象地区	人数	会場
9:00～10:00	●●地区	20名	●●地区センター
9:00～10:00	■■地区	25名	■■住民センター
13:00～14:00	○○地区	10名	○○住民センター
13:00～14:00	△△地区	30名	△△地区体育館

※ 児童生徒の間隔は、前後左右2メートルのスペースを確保すること。(マスクのない場合)